

最近の企業倒産をめぐる動き

なかの
経済産業委員会調査室 中野 かおり

1. はじめに

2011年は、東日本大震災の発生、歴史的な円高水準、欧州経済危機、タイの洪水被害などの影響により、多くの企業で業績の回復が遅れたにもかかわらず、企業倒産は減少した。企業倒産は、景気に対して1～2四半期の遅行性があることから¹、経済社会の転換期に増加する傾向があると言われているが、近年、企業の資金繰り支援策を始めとする様々な政策が相次いで実施されたことにより、企業倒産が抑制されてきた。しかし、その政策効果が薄れつつあり、企業倒産に与える影響も懸念されている。こうした状況を踏まえ、以下、最近の企業倒産の現状と今後の課題について述べていく²。

2. 倒産の定義

倒産とは、厳密に定義された用語ではなく、一般的には債務者の決定的な経済的破綻を意味している。株式会社東京商工リサーチでは、倒産を法的倒産と私的倒産に分類している³。具体的には、法的倒産とは、裁判所に会社更生法（平成14年法律第154号）⁴に基づく会社更生手続、民事再生法（平成11年法律第225号）⁵に基づく民事再生手続、破産法（平成16年法律第75号）⁶に基づく破産手続、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算⁷の申立てをしたとき、私的倒産とは、手形や小切手が6か月の間に2回不渡りとなり、銀行取引停止処分を受けたとき、内整理⁸を開始したときとしている（図表1参照）⁹。

¹ 『中小企業白書（2001年版）』（経済産業省）第1章4（3）景気動向と倒産との関係

² 本稿の執筆に当たっては、経済産業委員会調査室の友田信男客員調査員から提供頂いた資料を大いに参考にさせていただいた。ただし、本稿の内容に関する責任は全て筆者にある。

³ なお、(株)帝国データバンクは2005年5月から私的倒産を集計対象から除外し、法的倒産のみを対象としている。

⁴ 会社更生法の対象は、株式会社に限定され、再生計画策定等により、管財人が再生計画を遂行して事業の維持再生を図ることを目的としている。全ての利害関係人を手続に取り込み、会社役員、資本構成、組織変更まで含んだ抜本的な再生計画の策定が可能であるとともに、担保権者の権利行使が制限される手続である。

⁵ 民事再生法の対象は限定されず、倒産企業の経営者が引き続き経営に携わることもできる手続である。

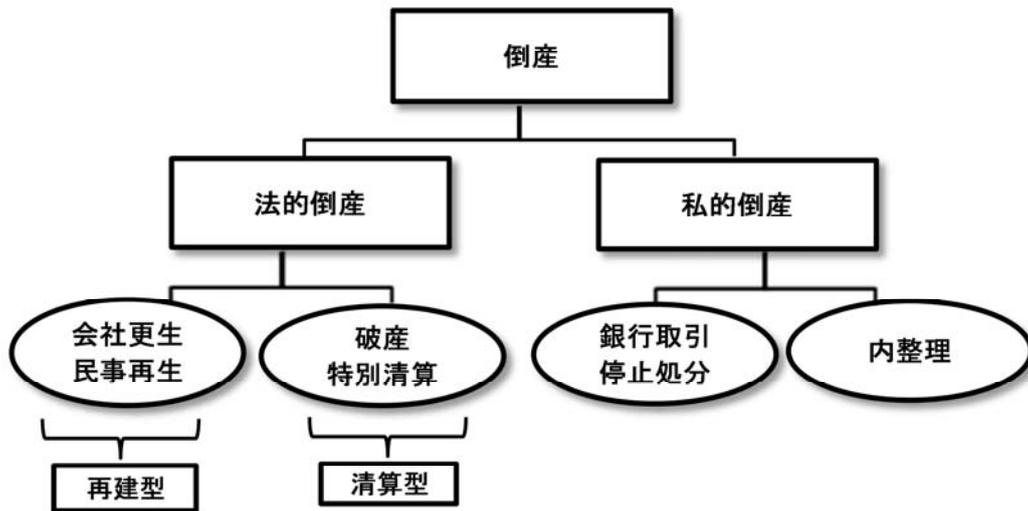
⁶ 破産法は、債務者が経済的に破綻して、弁済期にある債務を完済できない状態に陥った場合に、裁判所が債務者の総財産を換価し、総債権者に公平に配分することを目的としている。

⁷ 特別清算とは、会社法に定めのある清算形態の一つで、債務超過の状態にある解散した株式会社が、迅速かつ公正な清算をするために申立てをし、裁判所の監督の下に行われる手続をいう。

⁸ 内整理とは、企業が支払不能又は債務超過により弁済期にある債務を完済できない状態に陥った場合に、法的手続を採らずに一部大口債権者と話し合い、債務の免除などにより、内々に整理を行うことをいう。

⁹ なお、廃業は、全てを清算して事業を畳むことを意味するため、倒産の定義には含まれない。

図表 1 倒産の分類



(出所) ㈱東京商工リサーチ資料より作成

3. 最近の企業倒産の動向

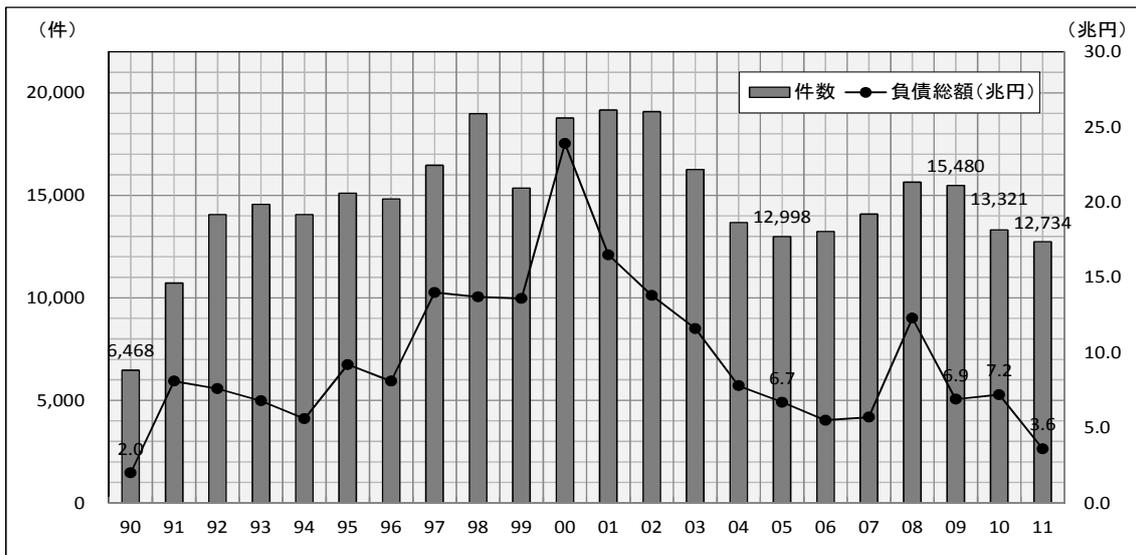
2011年の全国の企業倒産を見てみると、件数は1万2,734件、負債総額は3兆5,929億2,000万円であった(図表2参照)。

件数は、前年比587件減(4.4%減)となり、3年連続で前年を下回り、2005年以来、6年ぶりに1万3,000件を下回った。減少要因としては、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(平成21年法律第96号、以下「中小企業金融円滑化法」という。)やセーフティネット保証(5号)のほか、東日本大震災復興緊急保証¹⁰などの政府の資金繰り支援の下支え効果が挙げられている。

負債総額は、前年比3兆5,678億5,300万円減(49.8%減)となり、1990年以来、21年ぶりに4兆円を下回った。大幅に減少したのは、2010年には株式会社日本航空と関連2社(負債総額2兆3,221億円)などの負債1,000億円以上の大型倒産が7件あったのに対し、2011年は3件にとどまったことが影響したとされている。

¹⁰ 東日本大震災復興緊急保証とは、震災により直接被害又は間接被害を受けた中小企業に対して、セーフティネット保証(5号)、災害関係保証と合わせ、無担保で1億6,000万円、最大5億6,000万円まで保証を受けることができる、いわゆる3階建ての信用保証制度である。これまでの利用実績は、件数は312,694件、金額は5兆5,714億円となっている(2011年3月14日～2012年2月17日)。なお、平成23年度第3次補正予算において、その拡充等が図られた。

図表2 最近の企業倒産件数及び負債総額の推移



(出所) ㈱東京商工リサーチ資料より作成

以下、最近の企業倒産をめぐる動きについて具体的に述べていく。

(1) 震災関連の企業倒産

ア 東日本大震災後の企業倒産の状況

2011年3月に発生した東日本大震災は、地震や津波の被害に加え、福島第一原子力発電所事故、放射線による風評被害、電力の安定供給問題などにより、人々の生活や経済活動に多くの影響をもたらした。政府の試算によると、直接的な被害額が約16兆円から約25兆円に達し、1995年1月に発生した阪神・淡路大震災の2倍を超える可能性があるとしている¹¹。

2012年2月7日までに東日本大震災の影響による倒産（以下「東日本大震災関連倒産」という。）は、592件、負債総額は約9,101億円となっている（図表3参照）。

東日本大震災関連倒産の月次推移を見てみると、2011年5月（3か月目）から急増し、月60件以上の状況が続いていたが、10月（8か月目）は47件、11月（9か月目）は48件と一段落していたものの、12月（10か月目）は66件に増加し、2012年1月（11か月目）は40件に減少するなど一進一退を繰り返している（図表4参照）。被害状況は、「間接型」¹²被害が550件に対して、「直接型」¹³被害が42件となっており、全体の9割以上を「間接型」被害が占めている（図表3参照）。ただし、2011年12月には、被災地区を中心に「直接型」被害による倒産が増加したことから、年度末以降「直接型」被害が徐々に増えることが懸念される。

¹¹ 『月例経済報告等に関する関係閣僚会議震災対応特別会合資料－東北地方太平洋沖地震のマクロ経済的影響の分析－』（2011.3.23）（内閣府）

¹² 「間接型」被害とは、以前から経営不振だったが、取引先の被災による売掛金回収難や商品・原材料の流通不足、予約キャンセルなどが契機となったものをいう。

¹³ 「直接型」被害とは、社屋や設備、機械などの破損が契機となったものをいう。

株式会社東京商工リサーチの調査によると、地震及び津波の被害を受けた東北4県¹⁴の太平洋沿岸部44市町村の被災地の企業数は3万2,341社、売上規模は9兆8,982億円、従業員数は36万3,796人となっている¹⁵。特に、津波に襲われた地区では、被害が大きく、経理資料を始め様々な資料が失われてしまい、法的措置を採ることができない被災企業が1千社以上あるとの見方もあり、被災地の企業倒産が今後増加する可能性が懸念されている¹⁶。このように東日本大震災の被害状況を完全に把握することはいまだ困難であり、東北地方の経済のみならず我が国の経済全体に与えた影響の大きさは計り知れない。

図表3 東日本大震災関連倒産

		直接			間接			合計	
		件数	構成比	負債総額 (百万円)	件数	構成比	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)
2011年	3月	1	12.5%	12,250	7	87.5%	4,416	8	16,666
	4月	3	11.5%	878	23	88.5%	11,873	26	12,751
	5月	8	12.3%	3,106	57	87.7%	33,896	65	37,002
	6月	4	5.1%	1,744	74	94.9%	32,409	78	34,153
	7月	7	10.0%	869	63	90.0%	39,617	70	40,486
	8月	1	1.3%	433,083	74	98.7%	48,459	75	481,542
	9月	5	8.3%	947	55	91.7%	22,116	60	23,063
	10月	3	6.4%	345	44	93.6%	15,246	47	15,591
	11月	2	4.2%	202	46	95.8%	28,095	48	28,297
	12月	6	9.1%	1,474	60	90.9%	53,076	66	54,550
2012年	1月	2	5.0%	178	38	95.0%	163,316	40	163,494
	2月	0	0.0%	0	9	100.0%	2,524	9	2,524
	累計	42	7.1%	455,076	550	92.9%	455,043	592	910,119

(出所) ㈱東京商工リサーチ資料より作成 (2012年2月7日現在)

イ 阪神・淡路大震災との比較

阪神・淡路大震災の影響による倒産(以下「阪神・淡路大震災関連倒産」という。)を見てみると、累計で、件数は144件、負債総額は約1,369億6,900万円であった。そのうち、「直接型」被害は78件、「間接型」被害は66件と、両者はほぼ同数であった。地区別では、被災地の近畿地区が119件と全体の82.6%を占めていた。業種別では、製造業、卸売業などが多くを占め、特に、主要産業であるケミカルシューズ関連が目立っていた。

一方、東日本大震災関連倒産は、2012年1月(11か月目)までに、件数は583件、

¹⁴ 東北4県とは、青森県、岩手県、宮城県及び福島県をいう。

¹⁵ 同調査は、㈱東京商工リサーチの企業データベース(230万5,646社)から東北4県44市区町村に本社を置く企業を抽出し、企業数、業種、売上高、従業員数を集計したものである。対象企業には個人企業を含むが、漁業及び農業などを営む個人事業者は含まれない。

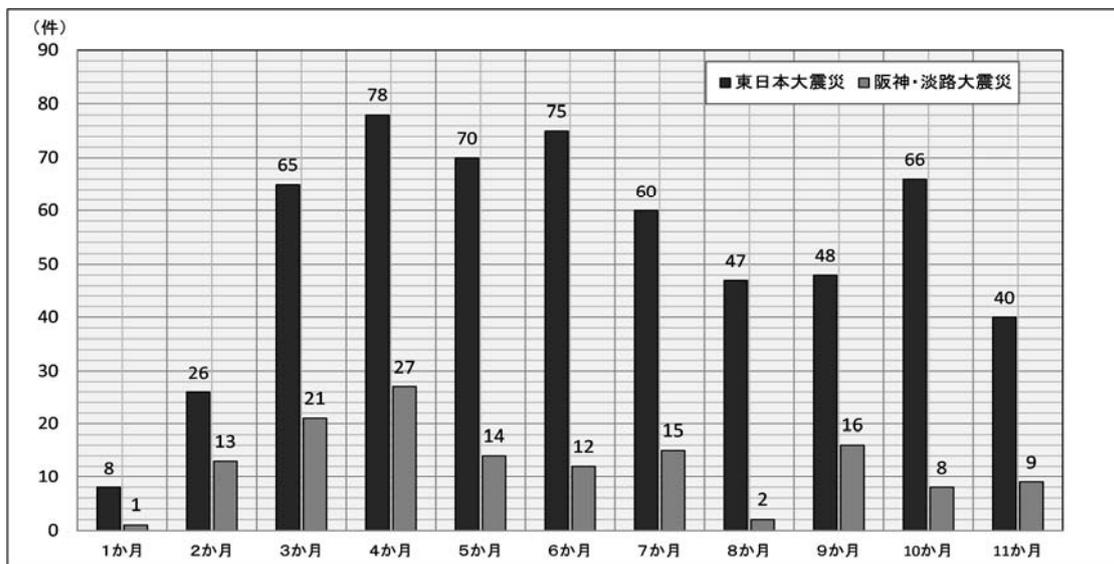
¹⁶ 『朝日新聞』(2012.1.14)

負債総額は約9,076億円に達しており(図表3参照)、阪神・淡路大震災関連倒産は、同時期(11か月目)に138件であったことと比較すると(図表4参照)、非常に速いペースで推移していると言える。

また、地区別では、全国9地区の全てで発生しており、被災地の東北地区が96件と全体の16.2%にとどまる一方、東北地区以外の地区で関連倒産が一早く発生した。業種別では、消費が落ち込んだことを受け、宿泊・ホテル業、飲食店などを含むサービス業が目立っているが、ほぼ全産業で発生している。

このように、阪神・淡路大震災と東日本大震災を比較すると、地震の規模や発生範囲に加えて、津波、原子力発電所事故など、その被害状況が全く異なるため、企業倒産に与えた影響も異なり、今後の企業倒産の動向を推測する根拠にはなり得ない。しかし、阪神・淡路大震災では、従業員数別¹⁷で10人未満の倒産が77件で全体の53.4%を、個人企業が31件で全体の21.5%を占めるなど、小・零細企業の倒産が目立っており、東日本大震災でも同様の傾向が見られる¹⁸。政府は、阪神・淡路大震災の際に講じた支援策を踏襲しつつも、東日本大震災の甚大かつ広範な被害状況に応じて、企業の資金繰り支援策を中心とした相次ぐ支援策を震災発生直後から講じているが、特に、資金力に乏しく、経営回復力が脆弱な中小・零細企業に対して、引き続き迅速かつ適切な政策を実施することが求められている。

図表4 東日本大震災及び阪神・淡路大震災関連倒産の月次推移



(出所) ㈱東京商工リサーチ資料より作成

¹⁷ 従業員とは正社員をいい、法人及び個人企業を含む。

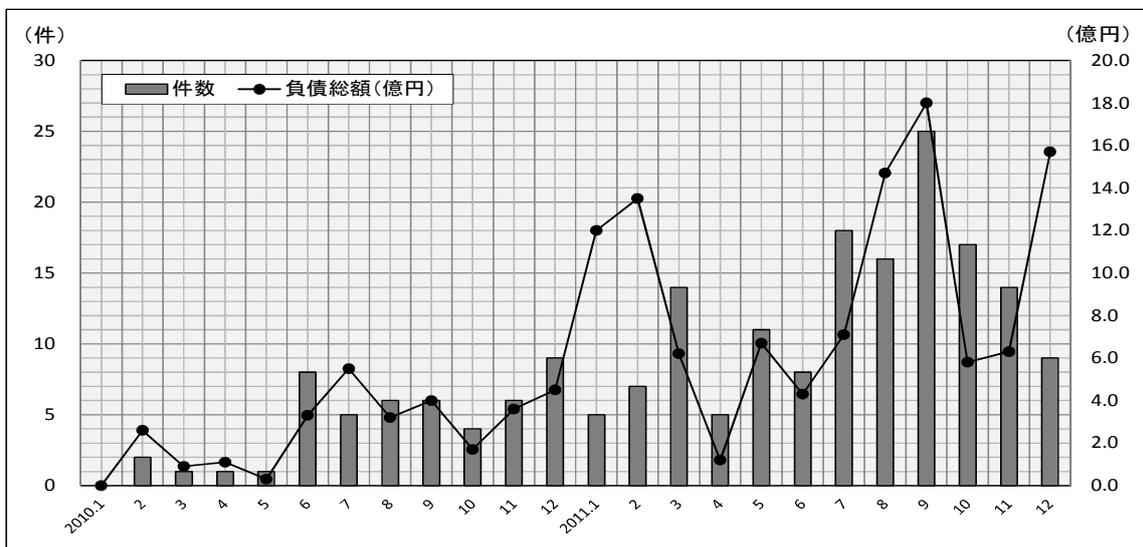
¹⁸ 友田信男「ハイペースで増加する震災関連倒産」『金融財政事情』(2011.6.13)

（２）中小企業金融円滑化法を利用した後の企業倒産

中小企業金融円滑化法¹⁹を活用し、返済猶予等の条件変更を行いながら倒産（以下「返済猶予関連倒産」という。）に至った企業は、2011年は年間149件となり、前年の3倍に上り、2009年12月4日の同法施行から2年間で累計198件に達した。特に、2011年7月以降に急増し、同年下半期は、99件となり、同年上半期に比べ倍増している。また、負債総額は、前年比262.6%増の約1,113億200万円に上った（図表5参照）。産業別では、建設業が最も多く45件と全体の30.2%を占め、続いて製造業、卸売業、小売業、サービス業の順であった。また、形態別では、破産が82件と、全体の過半数を占めており、次いで銀行取引停止処分、民事再生法に基づく民事再生となった。

中小企業金融円滑化法は、中小企業の資金繰りの状況を改善させ、企業倒産の抑制に一定の効果を発揮したと評価されている。しかし、例えば、返済猶予等の条件変更をした企業を対象とした北陸財務局の調査では、約2割の企業は経営が「悪化」と回答しており²⁰、全国的にも企業の経営改善につながっていないケースが多いと想定される。中小企業金融円滑化法に基づく条件変更等の申込企業は約30万社に上ると推定されていることから、約6万社が返済猶予関連倒産の危機に直面しているおそれがある²¹。この数値は、2011年の年間倒産件数の約4.6倍に当たるため、今後の企業倒産の動向に与える影響が懸念される。

図表5 返済猶予関連倒産の月次推移



（出所）㈱東京商工リサーチ資料より作成

¹⁹ 中小企業金融円滑化法では、金融機関は、中小企業者又は住宅ローンの借り手から申込みがあった場合に、できる限り貸付条件の変更等の適切な措置をとるよう努めるとともに、その実施状況を当局に報告するよう義務付けている。2011年9月30日までの実績（中小企業向け）は、申込件数が約249万件、金額が約68兆円、そのうち実行件数が約229万件、金額が約63兆円となり、いずれも実行率は9割を超えている（『中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況について』（2012.1.20）（金融庁））。

²⁰ 『地域経済と地域金融機関の現状及び課題について』（2012.1）（財務省北陸財務局）

²¹ 『全国411金融機関「中小企業金融円滑化法」に基づく返済猶予実績（2011年9月末時点）～業績改善が遅れた地方ほど、効果一巡が鮮明～』（㈱東京商工リサーチ）（2011.12.27）

こうした中、金融庁は、2012年3月で期限が切れることとなっていた中小企業金融円滑化法を再び一年間延長することを公表し、第180回国会に関連法案を提出した。今回の再延長の措置について、金融庁は、総合的な出口戦略を講じるため、つまり、中小企業に対する支援の軸足を資金繰りから事業再生へ円滑に移すためとしているが²²、経済環境の改善が望めない現状では、事業再生の効果も未知数である。それでも再延長を決めた背景の一つに金融機関の経営が悪化しないよう、一年間かけて貸倒引当金の積み増しを促し、銀行の抱える不良債権を顕在化させることを避けているとの指摘もなされている²³。

既に中小企業金融円滑化法に基づく効果が一巡したことがうかがえること、今後は、企業からの返済猶予等の条件変更の申立てを金融機関が拒否する可能性もあることから²⁴、中小企業の自律的回復に向け、同法に基づく措置にとどまらずあらゆる政策を総動員していくことが求められている。

(3) 緊急保証制度を利用した後の企業倒産

2008年10月31日に開始し、2011年3月31日に終了した緊急保証制度²⁵は、中小企業金融円滑化法とともに、企業倒産の抑制に大きな効果を発揮したと評価されている。しかし、代位弁済額は、2010年6月以降、毎月200億円を超える水準で推移しており、2011年12月までに約7,065億円に上っている(図表6参照)。また、緊急保証制度を利用した後の倒産(以下「緊急保証関連倒産」という。)は、2011年は前年比62.3%増の125件と大幅に増加している(図表7参照)。今後、中小企業の経営環境が改善されなければ、大規模な代位弁済が発生し、税金による損失補填という形で国民負担につながるとともに、緊急保証関連倒産が増加することも懸念される。

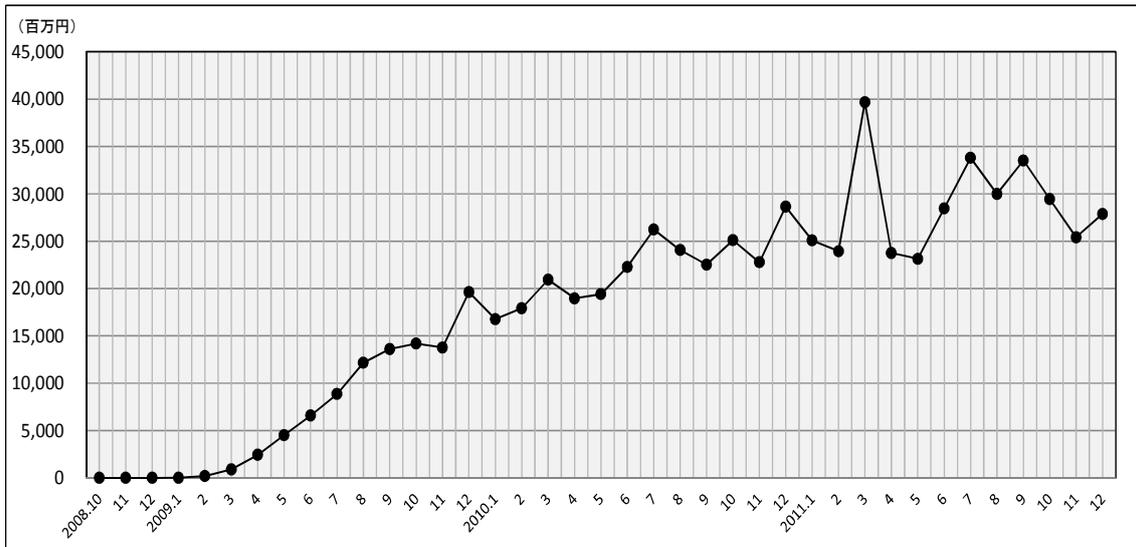
²² 「中小企業金融円滑化法の期限の最終延長等について」(2011.12.27)(金融庁)

²³ 「円滑化法再延長の裏に潜む金融庁の意外な思惑」『週刊ダイヤモンド』(2012.1.14)16頁

²⁴ 「金融円滑化法に対する企業の意識調査」(2012.1.11)(株式会社データバンク)によると、金融円滑化法の利用企業655社に対して、最近の金融機関の返済猶予に対する姿勢(再リスケジュール及びリスケジュールに対するモニタリングの強化)について調査した結果、金融機関の返済猶予への姿勢について、厳しくなってきたと回答した企業は、35.0%(229社)に達し、3社に1社は金融機関の返済猶予に対する姿勢が厳しくなっていると認識していることが明らかになった。

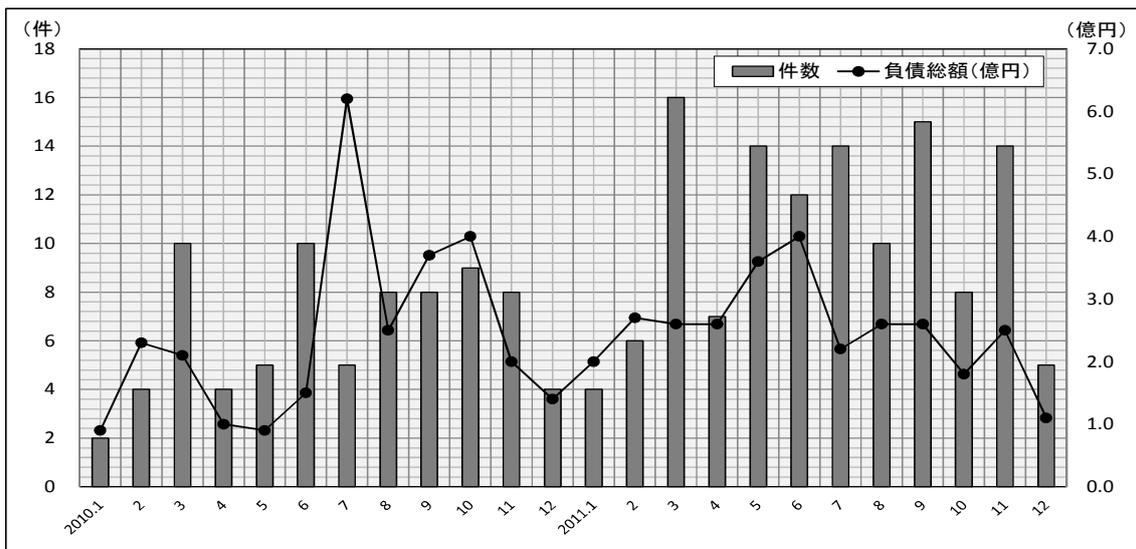
²⁵ 緊急保証制度は、2010年2月に景気対応保証制度へ衣替えし、併せて保証枠が36兆円に拡大された。なお、同制度の利用実績は、累計で、承諾件数は約150万件、承諾金額は約27兆円に上った。

図表6 緊急保証制度利用後の代位弁済の推移



(出所) 経済産業省資料より作成

図表7 緊急保証関連倒産の月次推移



(出所) ㈱東京商工リサーチ資料より作成

(4) 円高の影響を受けた企業倒産

外国為替市場の円相場は高止まりしており、2011年10月31日に円相場が1ドル＝75円32銭の戦後最高値を更新し、その後も歴史的な円高水準が続いている。

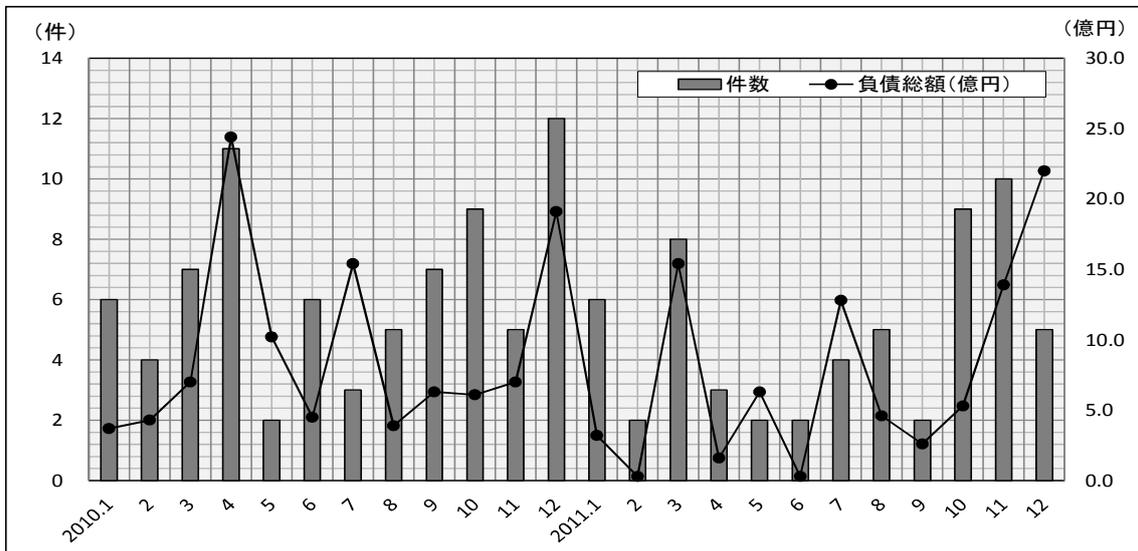
2011年8月に実施された経済産業省の調査によると²⁶、大企業、中小企業を問わず、円高による深刻な減益を懸念するとともに、現在の水準が継続した場合には、海外生産比率を高めることを検討する企業が増加し、実際、外国からの海外進出の誘致を受

²⁶ 「現下の円高が産業に与える影響に関する調査」(2011.9.1)(経済産業省)

けている企業もあるとの結果が出るなど、円高の影響により厳しい経営状況に置かれている企業の実態が明らかになった。

しかし、円高の影響を受けた倒産（以下「円高関連倒産」という。）は、2011年で年間58件となり、前年より19件減少した。円高水準が続く中、円高関連倒産が減少した要因としては、金融機関が積極的な融資を行っているほか、セーフティネット保証（5号）²⁷などによる政策支援の効果や通貨デリバティブ倒産²⁸における金融ADR（金融分野における裁判外紛争解決制度）²⁹の利用の増加、さらには、取引先からの値引き要請やコスト削減に必死で応えた中小企業の努力が挙げられると分析されている³⁰。ただし、今後は、欧州経済危機を契機としたユーロ安等の影響が加わるため、円高関連倒産は増加するおそれがあると見込まれている。

図表8 円高関連倒産の月次推移



（出所）株式会社東京商工リサーチ資料より作成

4. おわりに

政府は、東日本大震災発生直後から企業の資金繰り支援策を中心に相次ぐ支援策を講じているが、被災企業の経営安定化を図るためには、個々の企業の事業規模や回復度合いに応じた支援策を継続的に講じていくことが求められている。

²⁷ セーフティネット保証（5号）とは、全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者に対して、保証限度枠の別枠化を図る制度である。最近の円高等の影響を踏まえて、平成23年度第3次補正予算で、2012年3月まで引き続き全業種（82業種）を対象にするとともに、利用要件を緩和することとされた。

²⁸ 通貨デリバティブ倒産とは、急速な円高の進行により、通貨デリバティブ（金融派生商品）を契約した企業が多額の損失を被り、資金繰り等に行き詰まった結果、倒産することをいう。

²⁹ 金融ADR（金融分野における裁判外紛争解決制度）とは、株式や保険などの金融商品の売買で紛争が起きた場合、裁判外の手続で、早期の解決を図る制度をいう。弁護士等の委員で組織される紛争解決委員会が金融機関側と顧客側に入って、中立的な立場で話し合いを仲介し、和解を目指すこととしている。

³⁰ 友田信男「政策効果剥落で今後倒産増加へ 中小企業に訪れる厳しい冬」『週刊ダイヤモンド』（2011.11.5）53頁

また、2008年の秋に発生したリーマンショック以降、中小企業金融円滑化法や緊急保証制度などの複層的な政策により、企業の資金繰りの状況が改善され、近年企業倒産は抑制されている。中小企業の資金調達環境について、中小企業庁・独立行政法人中小企業基盤整備機構の中小企業景況調査³¹を見てみると、2011年10月～12月期の資金繰りDIは、全産業において、依然としてマイナスとなっているものの、その幅は縮小している。

しかし、こうした現象は、企業の自律的な回復を伴ったものではないため、時間の経過とともに政策の下支え効果が薄れつつあり、また、年度末に向けて資金調達が難しくなる企業が顕在化する可能性があるため、企業倒産をめぐる見通しは予断を許さないものとなっている。特に、2013年3月までの再延長が検討されている中小企業金融円滑法による効果のほか、2012年3月で利用要件緩和等の措置が期限切れを迎えるセーフティネット保証（5号）の取扱いなど、今後の中小企業支援策の展開によっては企業倒産に大きな影響を与える懸念があることから、引き続きその動向を注視していく必要がある。

³¹ 『第126回中小企業景況調査』（2011.12）（中小企業庁・独立行政法人中小企業基盤整備機構）